

No.	質 問	回 答
1	青森県の取組とスケジュールが知りたい。 (食品事業者団体)	県では、今年度から「H A C C P 普及・推進事業」を実施しているところであり、青森県H A C C P 推進連絡会議において食品関係者間で共通認識の形成を図るほか、H A C C P 導入希望施設における現地相談、事業者向けのH A C C P セミナーや消費者向けリーフレットの作成等により、県内でH A C C P に取り組む事業者を積極的に支援することとしています。スケジュールについては資料No.1 を御確認ください。
2	製品の製造過程で「天日干し」の工程が必要であるが、H A C C P の導入（認証）は可能か？（食品事業者団体）	H A C C P は個々の食品や施設に応じた効率的な食品衛生管理の方法であり、危害分析が十分に行われ、想定される危害が適切に管理されるのであれば、施設設備に関わらず導入が可能です。ただし、対E U等の輸出認定や一部の民間認証においては、アレルゲン管理などの上乘せ基準や、特定の施設基準の遵守が求められる場合があります。
3	CODEXの7項目をクリアした「A基準」はどちらかといえば大企業向け、「B基準」は中小企業向けのH A C C P 制度になると思われるが、各地域統一した手引書の早期完成が望まれる。特に「記録の確保」については共通しており、生産・加工に負担とならないように工夫する必要がある。（食品事業者団体）	小規模事業者等が衛生管理計画作成の参考とする手引書については、現在厚生労働省と業界団体が連携して作成中であり、計画の作成例や記録例が含まれる見込みです。なお、記録に関しては、業務日誌や製造記録等の既存様式を活用することも可能であると考えています。
4	W T O の内外不差別の考えに抵触しないか慎重に検討すべきである。（食品事業者団体）	厚生労働省においては、諸外国との輸出入に関する協議等の国際化に対応するため、国際標準であるH A C C P による衛生管理を実施している旨を対外的に説明していく必要があるとしています。

No.	質 問	回 答
5	H A C C P 制度化に向けて、現在の34営業許可業種について、食中毒リスクや営業の実態に応じて許可対象業種を見直すとともに、営業届出制度を創設するという事について詳細を知りたい。（食品関係団体）	H A C C P の制度化においては、原則としてすべての食品等事業者が対象となることから、厚生労働省においては、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するために届出制度を創設し、併せて、営業許可についても実態に応じた見直しを行うこととしていますが、現時点において詳細な業種の区分等は示されていません。
6	日本国内はいつ制度化され、企業はいつから対応しなければならないのか。（コンサルタント事業者）	現在国会で審議中の食品衛生法等の改正案においては、公布から2年以内に施行され、その後1年間の猶予期間が設定されると見込まれていますが、H A C C P への取組によって製品の安全性や販売力等の向上が期待できることから、なるべく早く対応することが望まれます。
7	日本におけるH A C C P はコーデックス委員会のガイドラインがベースとのことだが、どの程度書面として要求されるか。（コンサルタント事業者）	現時点において具体的な様式は示されていませんが、厚生労働省が示している「H A C C P 確認票（一般食品）」平成27年3月31日付け食安監発0331第6号厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知別添で規定されている書類が必要となることが想定されます。
8	企業支援の為（H A C C P 計画構築）の支援策は国として、県として検討しているか。（コンサルタント事業者）	厚生労働省においては、業界団体と連携して小規模事業者向けの手引書の作成を行うほか、事業者の計画作成への支援や、食品衛生監視員向けの研修を行うこととされています。 県では、今年度から「H A C C P 普及・推進事業」を実施しているところであり、青森県H A C C P 推進連絡会議において食品関係者間で共通認識の形成を図るほか、H A C C P 導入希望施設における現地相談、事業者向けのH A C C P セミナーや消費者向けリーフレットの作成等により、県内でH A C C P に取り組む事業者を積極的に支援することとしています。スケジュールについては資料No.1 を御確認ください。

No.	質 問	回 答
9	H A C C P 制度化後において、申請の段階で H A C C P に基づく衛生管理計画を策定することが求められるとのことだが、B 基準の施設において、従前の申請時の書類にプラスアルファで提出が求められる書類は何か。また、提出が必須となるのはいつからか。（行政機関）	国においては、衛生管理計画の策定を許可の要件とすることは難しいが、監視指導時に確認することについて検討中としています。作成する書類としては、厚生労働省と業界団体が連携して作成している小規模事業者向けの手引書を参考として作成した衛生管理計画書及び記録となることが見込まれます。
10	日本で制定される H A C C P は、E U や対米など、外国から求められる H A C C P にも準用できるものとなるのか。（行政機関）	厚生労働省においては、コーデックス委員会が定める国際的な標準となるガイドラインに基づき衛生管理を求めることとしています。ただし、対 E U 等の輸出認定、米国における H A R P C や一部の民間認証においては、H A C C P に基づく管理に加えて、アレルゲン管理などの上乘せ基準や、特定の施設基準の遵守が求められる場合があります。